

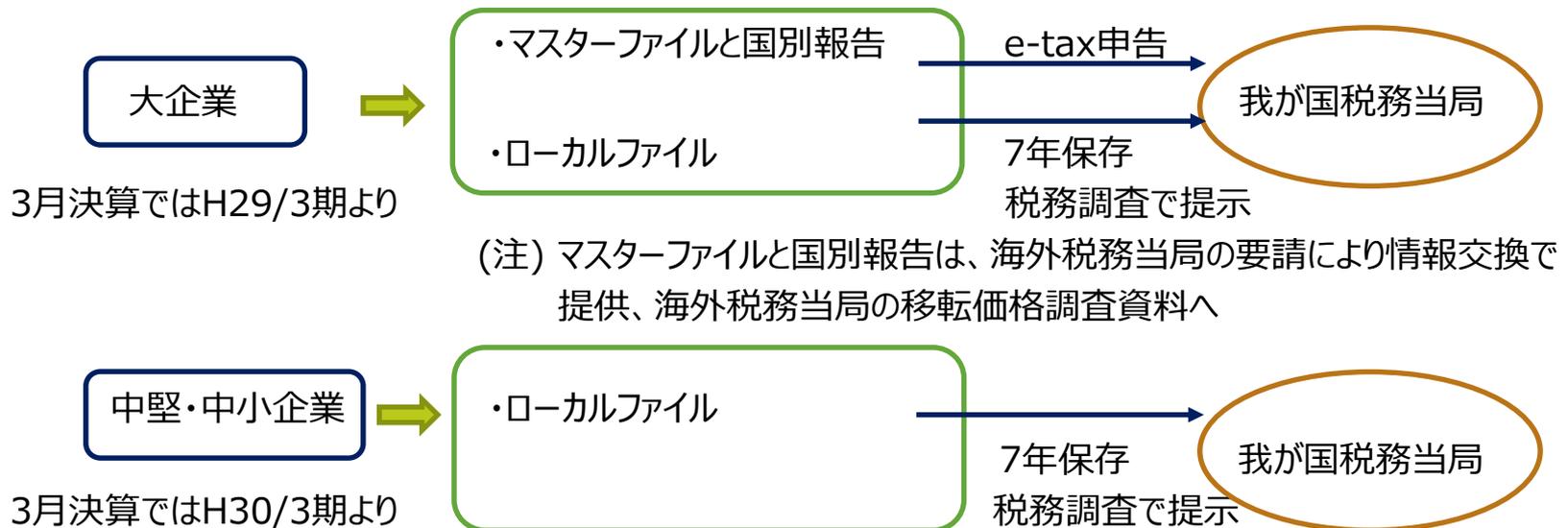
税制改正で変わる日本の移転価格税制

○今後の我が国の移転価格税制の文書化について

これまでの制度	今後の制度	備考
<p>1.独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)</p> <p>(租税特別措置法施行規則22条の10)</p> <p>・税務調査で求められた場合には、遅滞なく提示・提出をしなければならない。</p> <p>・提出等が不可の場合には、<u>推計課税または質問検査権の行使が税務当局は可能。</u></p>	<p>1.連結総収入1,000億円以上の法人</p> <ul style="list-style-type: none">・国別報告事項を提出・事業概況報告事項(マスター ファイル)を提出・適用時期は平成28年4月1日以後に開始する事業年度より。・提出時期は会計年度終了から1年以内。 <p>2.独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)</p> <ul style="list-style-type: none">・国外関係者ごとに有形取引金額合計が50億円以上の場合、または無形資産取引合計が3億円以上の場合に作成・保存・適用時期は平成29年4月1日以後に開始する事業年度より。・作成時期は確定申告書の提出期限まで。作成後、7年間保存義務。	<p>・これまで我が国では、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(<u>文書化書類</u>)が必要がどの程度の法人からか明示なし。</p> <p>・国別報告事項と事業概況報告事項の未提出については罰則適用。</p> <p>・ローカルファイルについては、提出時期が45日以内と定められた。</p> <p>・また、<u>ローカルファイルの作成基準に該当しない場合も、税務調査で求められた場合には作成と提出必要。(60日以内)</u></p>

税制改正で変わる日本の移転価格税制

- 企業規模により、法人税申告に伴う移転価格税制の対応書類が異なる。



(注) ローカルファイルの作成義務は、取引高50億円以上(有形資産)又は3億円以上(無形資産)、ただし、税務調査では60日ルールあり。

